

寝屋川市動物愛護推進員設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第38条第1項及び大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第21号）第24条第2項第2号の規定に基づき、地域における犬、猫等の動物（以下「動物」という。）の愛護の推進を図るため、寝屋川市動物愛護推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(推進員の活動)

第2条 推進員は、動物の適正な飼養の普及や動物愛護精神の高揚を図り、人と動物が共生する社会づくりを推進するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
 - (2) 市民に対し、その求めに応じて、動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関して必要な助言をすること。
 - (3) 動物の所有者等に対し、その求めに応じて、動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
 - (4) 動物の適正な飼養及び愛護の推進のために国、大阪府又は寝屋川市が行う施策に必要な協力をすること。
- 2 推進員が前項の活動を行う場合には、適正な飼養等について助言を受ける者の人格を尊重するとともに、プライバシーを保護し、公平かつ公正な対応を行うものとする。
- 3 推進員は、寝屋川市が主催する研修会に参加すること等により、動物の適正な飼養及び愛護の推進について自己啓発に努めるものとする。

(委嘱等)

第3条 市長は、寝屋川市動物愛護推進協議会設置要綱（平成28年8月1日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づく寝屋川市動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）の構成団体（要綱第1条に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の長（以下「団体の長」という。）の推薦に基づき、推進員を委嘱し、委嘱状及び寝屋川市動物愛護推進員証を交付する。

- 2 前項の推薦は、団体の長が次の各号の全てに該当する者の中から推進員とし

て適当と認める者を、別に定める様式を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 当該構成団体に属する者であること。
- (2) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者であること。
- (3) 市内で推進員の活躍ができる者であること。
- (4) 動物愛護の推進に対し、熱意及び識見を有すること。

3 協議会は、前項各号の全てに該当する者以外の者で推進員として適当と認めるものを、市長に推薦することができる。この場合における推薦及び委嘱の手続は、前2項の規定を準用する。

4 推進員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 推進員が第2条第1項の活動に従事するときは、寝屋川市動物愛護推進員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 推進員の任期が満了した場合は、寝屋川市動物愛護推進員証を市長に返納しなければならない。

（推進員の解嘱）

第4条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期中であっても解嘱することができる。

- (1) 推進員の活動範囲を著しく超え、再三にわたる市長の指導に従わない場合
- (2) 推進員としてふさわしくない行為をしたと市長が認めた場合
- (3) 本人から解嘱の申出があった場合
- (4) 推進員としての責務を果たせなくなった場合
- (5) 各団体の長から解嘱の申出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解嘱された場合は、交付した寝屋川市動物愛護推進員証を返納しなければならない。

（報償費）

第5条 推進員の活動に対する報償費については、支給しない。

（報告）

第6条 推進員に対しては、各事業年度の活動実績について、各事業年度の翌年度の4月10日までに、次条に規定する庶務担当課に報告するよう求めるものと

する。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、健康部保健衛生課において行う。

(事業年度)

第8条 推進員の活動に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任等)

第9条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される推進員の活動に係る事業年度は、第8条の規定にかかわらず、当該推進員の委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。